

**児童扶養手当制度が
8月から改正になります**

母子家庭に支給されている児童扶養手当制度が本年八月から改正になります。現在、受給者の収入に応じて、手当額が二段階（全部支給が月額四万二千三百七十円、一部支給が月額二万

域は、福祉事務所が行ないます。福祉事務所が設置してない町村が、この区域は引き続き都道府県が事務を行ないます。今月号では、児童扶養手当制度の改正についてお知らせします。

改正の理由を教えて

八千三百五十円）になつていま
すが今後は、全部支給と一部支
給の所得の範囲が変わり、一部支
給の手当額については所得に
応じて、きめ細かく定められる
ことになります。現在、都道府
県で行なつている児童扶養手当
の支給事務は、市は市で、福祉
事務所が設置してある町村の区
度は大切です。

子どもらの未来のためにも児童扶養手当制度は大切です。

人の母子家庭を例にとると、収入が二百四万八千円未満までの場合は、全部支給額の四万二千三百七十円が支給されています。収入が二百四万八千円以上で三百万円未満までの場合は、一部支給額の二万八千三百五十円が支給されています。

所得制限の限度額と手当額はどう変わる

現在の扶養児童手当は、収入に応じて手当額が二段階になつているために、収入が増えても、収入と手当との合計額がかえつて減つてしまふケースが生じています。今回の見直しでは、就労などで収入が増えた場合、手当を加えた総収入がなだらかに増えていくようになります。

しない場合があります。

児童扶養手当を請求する方が
母親の場合には、所得の範囲が
次のとおり見直しされます（養

温かい善意に感謝
バードカービング 隼と川蟬 寄贈！

六月十四日、宮古市在住で日本野鳥の会宮古支部長の佐々木宏さん（六三）から、バードカービング（注）の「隼と川蟬」の才スが村（深渡宏村長）に寄贈されました。

ドカービングのウミネコや川蟬などの鳥を村に納入していました。

などを訪れ情操教育にと、鳥の話をする学習会を開いたりもしています。

佐々木さんの温かいご厚意に感謝申し上げます。

※（注）バードカラービングとは、実物大で実物の色を出して製作することをいいます。



寄贈された準と川蟬に見入る深渡村長（左）。右はバードカービングを贈った佐々木さん